

議第1号議案

京都地方税機構議会会議規則一部改正に係る議案の提出について

上記の議案を別記のとおり京都地方税機構議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年2月21日

京都地方税機構議会議長 中村 正孝 様

提出者 京都地方税機構議会議員
松 本 俊 清
長 岡 一 夫
北 川 剛 司

別 記

京都地方税機構議会会議規則一部改正の件

京都地方税機構議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月21日

提出者 京都地方税機構議会議員
松 本 俊 清
長 岡 一 夫
北 川 剛 司

京都地方税機構議会会議規則の一部を改正する規則

京都地方税機構議会会議規則（平成21年京都地方税機構議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。